

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和6年12月12日（木）
午前9時30分開会、午後0時35分閉会
場 所 第2委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 付託された議案の審査

- ①議案第82号 土浦市立保育所条例の一部改正について
- ②議案第83号 土浦市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ③議案第84号 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- ④議案第87号 令和6年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- ⑤議案第88号 令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- ⑥議案第89号 令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- ⑦議案第94号 財産の取得について（令和2年度小学校教師用指導書及び教科書購入（追認））
- ⑧議案第95号 財産の取得について（令和2年度小学校教師用デジタル教科書購入（追認））
- ⑨議案第96号 財産の取得について（令和6年度小学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書購入（追認））
- ⑩議案第98号 土浦市老人福祉センター「つわぶき」の指定管理者の指定について
- ⑪議案第99号 債権の放棄について
- ⑫議案第100号 債権の放棄について
- ⑬議案第101号 債権の放棄について
- ⑭議案第102号 債権の放棄について

(2) 付託された陳情の審査

継続分

受理番号13 土浦二小前交差点の通学路点検に関する陳情

受理番号14 匂橋付近～下高津一丁目交差点の通学路点検に関する陳情

(3) 請願・陳情によらない意見書の提出について

- ①学校施設環境改善交付金における大規模改造（空調設備整備）事業の更なる財政支援及び補助要件の緩和を求める意見書

4 その他

(1) 上大津小学校敷地内体育倉庫の火災について

(2) 財産の取得について（令和元年度（仮称）土浦市立学校給食センターにおける厨房消耗品購入（追認））

5 閉 会

出席委員（8名）

委員長 矢口 勝雄

副委員長	田中	義法
委員	吉田	千鶴子
委員	鈴木	一彦
委員	勝田	達也
委員	福田	勝夫
委員	平岡	房子
委員	根本	法子

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（24名）

保健福祉部長	羽生	元幸
社会福祉課長	坂本	英宣
障害福祉課長	白田	博規
高齢福祉課長	刈山	和幸
国保年金課長	武井	衛
健康増進課長	佐藤	千加子
こども未来部長	真家	達成
こども政策課長	中川	光美
こども包括支援課長	直井	洋明
保育課長	野中	佑起男
教育長	入野	浩美
教育部長	加藤	史子
参事	中島	健一郎
教育総務課長	塚本	富美代
学務課長	塚本	耕司
学校給食センター所長	小池	政幸
生涯学習課長	矢内	良則
図書館長	武藤	修美
文化振興課長	佐賀	憲一
博物館副館長	木塚	久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛	君男
スポーツ振興課長	寺崎	敏彦
指導課長	岩田	幸一
管財課契約検査係長	村田	雄一

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○矢口委員長 ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。都合によりまして、そ

の他を先に進めさせていただきますので、御了承いただければと思います。はじめに、

(1) 上大津小学校敷地内体育倉庫の火災について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 令和6年12月12日開催をお開きいただきまして、資料4をお願いいたします。12月5日に発生いたしました上大津東小学校敷地内体育倉庫の火災について、改めて御報告をさせていただきます。火災発生場所は上大津東小学校敷地内グラウンド、南東になりますが、端に立ってございます体育倉庫、発生時間は12月5日木曜日午後5時40分、火災の程度は資料右下の写真がございしますが、体育倉庫の外壁1平方メートルの焼損でございします。火災の概要でございしますが、5時40分頃、地域の方から体育倉庫が燃えていると、職員室にいた職員に報告が入り、職員室にいた複数の職員が現場に向かい、出火を確認、消火器と水により消火活動を行い、鎮火に至りました。鎮火後、地域の方の通報により、消防隊員が現場に到着し、鎮火を確認するとともに、その後、土浦警察署及び土浦消防署により現場検証が行われております。また、翌6日に改めて土浦警察署及び土浦消防署による事情聴取が行われております。被害状況でございしますが、人的被害はございませんでした。物的被害としましては、倉庫の外壁、ガラスの一部が焼損したものです。なお、出火原因については、現在調査中でございます。今回の事故を受けまして、各学校長に対して文書にて、敷地内の見回り、消火器の設置場所の把握と正しい使用方法、児童生徒の避難方法など、今一度全職員での再確認を行い、万が一の備えについて、万全を期すよう、火の取扱い及び火災防止について、注意喚起を行っております。今回幸いにも、地域の方の通報、学校職員による迅速かつ適正な消火活動により、発見から早期の鎮火につながりましたが、再発防止に向けて徹底してまいります。

○矢口委員長 大事に至らなくて良かったと言えると思うんですが、この件に関して質問ございますか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 それでは、再発防止に努めていただくよう、よろしく願いいたします。つぎに、(2)の財産取得(令和元年度(仮称)土浦市立学校給食センターにおける厨房消耗品購入(追認))について、執行部より説明をお願いします。

○小池学校給食センター所長 サイドブックス資料の⑤をお願いいたします。議会の議決を経ずに行った(仮称)土浦市立学校給食センター厨房消耗品購入につきまして、御説明いたします。令和元年度に購入いたしました学校給食センターの厨房消耗品について、本来であれば契約に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が2,000万円以上の財産の取得においては、議会の議決が必要であったにもかかわらず、市議会の議決を経ずに購入していたことが判明いたしました。本件に係る契約手続を有効なものとするべく、12月議会定例会におきまして、当該契約における財産の取得の追認を求める議案を提出させていただくものでございします。なお、議案の提出につきましては、契約事務の担当課である管財課の所管となります。まず、1の購入契約の概要でございします。給食センター再整備事業は、平成30年度に新設工事を着工し、令和2年9月より給食の提供を開始しております。その過程において、給食で使用する汁わん、仕切皿などの食器や料理を運ぶ食缶等の消耗品について、令和2年9月の給食提供開始に合わせて、令和2年2月10日に契約したものでございします。2の追認を求める内容でございします。契約金額等につきましては、表の記載のとおりとなります。その1、その2につきましては指名競争入札で、その3につきましては先んじてプロポーザル方式により決定した厨房機器類に対応する特注品であることから、随意契約をしております。い

ずれの契約につきましても2,000万円を超えているものでございます。3として、本件が判明した経緯について、御説明いたします。教育委員会指導課による教科書等購入の追認議案提出に伴い、全庁的な調査を実施する中で、本件の契約3件が2,000万円を超えているにもかかわらず、必要な議決を経ずに購入していたことが判明したものでございます。本契約は少額の消耗品を大量に購入するという内容でございますが、主なものとしましては、委員の皆様、給食を何度か食べていただいておりますので、イメージしていただけるかなと思うんですが、給食で使いますおわん、それとおかずを乗せる真ん中に仕切りが付いている2種類載せられるお皿、それと、それを載せるお盆、こちらを1万2000個と、給食を入れて運ぶ、おかずを入れる食缶が3種類それぞれ386個、それと、お片付けしたときに食器をしまっていた籠があったかと思うんですけど、あれが食洗機に入りまして、そのまま高圧の水量でもって洗っていくと。そのまま食器洗浄機に入れられるという籠、こちらが特注品で、こちらも386個を購入しております。ちなみに単価のほうなんですけど、おわんが750円、お皿が1,100円、お盆が980円、食缶につきましては大きいもので3万3,000円、籠につきましては2万2500円というような価格となっております。このような少額の消耗品を大量に購入するという内容でしたので、当時はその内容から議会に付すべき財産の取得には該当しないと判断したものでございます。しかしながら、教科書購入の追認事案を受け、改めて契約内容を法令解釈に照らし、精査したところ、議決を要する契約であることを認識したところでございます。今後につきましては、契約事項に関する法令知識の向上に努めるとともに、職員に改めて周知徹底することとし、再発防止を図ってまいります。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、ここまでいたします。それでは、順番変えて申し訳ございませんでした。全員の出席を確認したところで、議案の審査に入っております。本日は当文教厚生委員会に付託されました議案が14件、継続の陳情が2件、請願陳情によらない意見書の提出が1件、その他が2件ございます。順番としましては、議案の審査、その他、陳情の審査、意見書の審査の順番で進めてまいります。委員の皆さんにお願いです。審査の中で委員長報告に意見として入れたい事項がありましたら、発言をするときに、意見として入れたい旨を言ってください。それでは、協議事項(1)付託された議案の審査に入ります。サイドブックスは事前配布資料の議案第79号から105を御準備ください。はじめに、議案第82号、土浦市立保育所条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○中川こども政策課長 議案第82号、資料11ページをお願いいたします。土浦市立保育所条例の一部改正につきましては、土浦市公立保育所民間活力導入実施計画に基づきまして、霞ヶ岡保育所が令和7年4月1日付けで民間に移管となることに伴いまして、今年度末に保育所が廃所となりますことから、当条例の別表から削除するものでございます。この条例につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、採決をいたします。議案第82号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第82号土浦市立保育所条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第83号、土浦市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○刈山高齢福祉課長 議案書13ページをお願いいたします。議案第83号、土浦市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明いたします。改正の理由につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことにより、条例の基準となる国の基準が改正されたため、省令に合わせて条例を改正するものでございます。14ページをお願いいたします。主な改正の内容につきましては、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化で、第2条、第1項、第1号は、地域包括支援センター運営協議会が認める場合は、常勤換算方法によることを可能とするものでございます。一番下の行から15ページにかけては、第2号につきましては、地域包括支援センター運営協議会が認める場合は、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとではなく、市全体での第1号被保険者のおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに地域包括支援センターに配置すべき3職種の常勤の職員数を複数の地域包括支援センターに配置することにより、配置基準を満たすものとするものでございます。この場合は質の担保の観点から、3職種のうち、いずれか2職種の常勤の職員を配置しなければならないこととするものでございます。3号以降は、改正による条ずれ等を修正するものでございます。施行日につきましては、公布の日からとなります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、御質問等ございますか。
(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、採決をいたします。議案第83号は原案どおり決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 異議なしと認めます。よって、議案第83号、土浦市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第84号、土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○武井国保年金課長 16ページをお願いいたします。議案第84号、土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、御説明いたします。今回の改正理由ですが、令和2年度の税制改正により、所得税法上の控除対象扶養親族から国外居住親族について除外されたため、医療福祉制度からも本来であれば、適用をされなくなります。しかしながら、県の運用判断として、これまでどおり医療福祉制度へ適用できるように、県の要領等の改正が行われました。それに伴い、現行の県制度維持に対応するため、今回、市の条例の一部を改正するものでございます。今回の改正につきましては、県の医療福祉制度を現行のまま運用するために、県の要領等の改正が令和6年9月27日に施行されました。それに伴う条例の一部改正のため、今回12月議会の上程となりました。

○矢口委員長 説明のあった件につきまして、質問等ございますか。
(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、採決をいたします。議案第84号は原案どおり決

することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第84号、土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第87号、令和6年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○武井国保年金課長 今回、議案第87号及びこの後の議案第88号につきましては、職員の異動に伴う人件費の補正ということになります。では、順を追って説明させていただきます。議案書の54ページをお願いいたします。議案第87号、令和6年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、御説明いたします。この度の補正予算は、歳入歳出それぞれ8000円を減額し、それぞれの総額を137億931万6,000円とするものでございます。59ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。7款、1項、1目一般会計繰入金、4節職員給与費等繰入金につきましては、職員人件費の減額により、当該繰入金を減額補正するものでございます。つづきまして、歳出につきましては60ページをお願いいたします。1款、1項、1目一般管理費、2節給料から4節共済費につきましては、国保給付係の職員7名分の人件費で、人事異動に伴う職員構成の変動により、それぞれを増額補正するものでございます。2項、1目徴税総務費、2節給料から4節共済費につきましては、国保賦課係の職員7名分の人件費で、人事異動に伴う職員構成の変動により、それぞれ減額補正するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 それでは、採決をいたします。議案第87号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第87号、令和6年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)は、原案どおり決しました。つぎに、議案第88号、令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○武井国保年金課長 議案書の63ページをお願いいたします。議案第88号、令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について、御説明いたします。この度の補正予算は、歳入歳出それぞれ587万9,000円を追加し、それぞれの総額を26億4,490万8,000円とするものでございます。68ページをお願いいたします。歳入につきまして、御説明いたします。3款、1項、1目事務費繰入金、1節事務費繰入金につきましては、職員1名増に伴う職員人件費の増額により、当該繰入金を増額補正するものでございます。つづきまして、歳出につきましては69ページをお願いいたします。1款、1項、1目一般管理費、2節給料から4節共済費につきましては、後期高齢者医療担当職員5名分の人件費で、人事異動に伴う職員1名の増により、増額補正するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、御質問等ございますか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、採決をいたします。議案第88号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第88号、令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）は、原案どおり決しました。つぎに、議案第89号、令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○刈山高齢福祉課長 議案書72ページをお願いいたします。議案第89号、令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、御説明いたします。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ654万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億8,939万円とするもので、人事異動による人件費の補正でございます。つぎに、78ページをお願いいたします。歳入でございます。7款、1項、5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金につきましては、人件費の補正に係る財源で、一般会計からの繰入金でございます。つぎに、79ページをお願いいたします。歳出でございます。1款、1項、1目一般管理費、職員人件費につきましては、介護保険事業を担当する職員の人件費で、10月1日付けで1名増員となり、20名の人件費で、2節給料は増員及び人事異動に伴う増額、3節職員手当等は職員の時間外手当等が増額になると見込まれることから増額、4節共済費は増員及び人事異動に伴い増額となるものでございます。3款、2項、1目一般介護予防事業費、職員人件費につきましては、一般介護予防事業を担当する職員2名分の人件費で、3節職員手当等は職員の時間外手当等が増額になると見込まれることによる増額、4節共済費は共済保険負担金率変更等により増額となるものでございます。3款、3項、2目在宅医療・介護連携推進事業費、職員人件費につきましては在宅医療・介護連携推進事業を担当する職員1名の人件費で、2節給料から4節共済費は人事異動に伴い減額となるものでございます。3目認知症総合支援事業費、職員人件費につきましては認知症総合支援事業を担当する職員1名の人件費で、2節給料は人事異動に伴う増額、3節職員手当は職員の時間外手当等が減額になると見込まれることによる減額、80ページに移りまして、4節共済費は共済保険負担金率変更等による増額となるものでございます。歳出につきましては、以上でございます。つづきまして、債務負担行為でございます。ページを戻っていただきまして、75ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為につきましては、高齢者等在宅生活支援配食サービス事業でございます。本事業は、高齢者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、食事の調理及び調達が困難であり、かつ見守りが必要な高齢者に対し定期的な食事の提供を行い、安否の確認を行っているものでございます。令和7年度に新たに業務委託をすることに伴い、委託事業者が円滑に業務に着手することができるようにするため、また、令和6年度中に準備等を行う必要があること、また、安定的な食事の提供を確保するため、債務負担の設定を行うものでございます。期間は令和6年度中に契約をし、令和7年度から9年度までの3年間、限度額が4,562万2,000円でございます。

○矢口委員長 御質問等ございますか。

○吉田(千)委員 ただ今の最後の債務負担行為の件で教えていただければと存じます。令和6年から令和9年度までということで、とても良い事業というふうに思っているところでございます。そうした中で、この予算を組むに当たって、どのぐらいの人数が想定されているのかということと、事業者は何事業者なのか教えていただければと思います。

○刈山高齢福祉課長 こちら計算のほう、食事の数で出しておいてございまして、食事のほうは3年間で10万3,685食ということで見込んでいるところでございます。

○吉田(千)委員 事業者数はいかがですか。

○刈山高齢福祉課長 事業者は1社でございます。

○矢口委員長 ほかはいかがですか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 それでは、採決をいたします。議案第89号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第89号、令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第2回)は、原案どおり決しました。つぎに、議案第94号財産の取得について(令和2年度小学校教師用指導書及び教科書購入(追認))を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○岩田指導課長 議案書113ページを御覧ください。議案第94号、小学校教師用指導書及び教科書の購入についての追認になります。令和2年4月1日に契約を締結し、購入した小学校教師用指導書及び教科書について、予定価格が合算額で2,000万円以上であることから、地方自治法第96条、第1項、第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を経て取得すべきだったところ、それをせずに購入していたことが判明していたため、追認の上程となります。契約の相手方は、4社になります。契約金額については、3,864万9,326円となります。

○矢口委員長 ただ今の件について、質問等ございますか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、採決をいたします。議案第94号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第94号財産の取得について(令和2年度小学校教師用指導書及び教科書購入(追認))は、原案どおり決しました。つぎに、議案第95号、財産の取得について(令和2年度小学校教師用デジタル教科書購入(追認))を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○岩田指導課長 115ページ、議案第95号です。小学校教師用デジタル教科書の購入についての追認となります。先ほどの第94条と同様に、本来、議会の議決を経て取得すべきだった契約について、これを経ずに購入していたということが判明しました。契約の相手方については、4社となります。契約金額については、2,076万6,240円となります。以上を追認という形で議会の議決を求めるところです。

○矢口委員長 御質問等ございますか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 それでは、採決をいたします。議案第95号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第95号財産の取得について(令和2年度小学校教師用デジタル教科書購入(追認))は、原案どおり決しました。つぎに、議案第96号財産の取得について(令和6年度小学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書購入(追認))を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○岩田指導課長 117ページをお願いいたします。議案第96号財産の取得について、小学校の令和6年度の小学校指導書及びデジタル教科書の購入についての追認に

ついてです。先ほどの第94号及び95号と同様に、令和6年度の教師用教科書の購入契約に関しまして、議会の議決を経ずに購入していたことが判明していたため、追認を求めるものです。契約相手方につきましては、4社となります。契約金額については、5,983万7,115円となります。以上、追認のほうをよろしく願います。

○矢口委員長 質問等ございますか。

○鈴木委員 94号、95号、96号、追認は賛成なんですけども、給食センターの件もあるんで、ちょっと整理をしておきたいんですけど。まず、94、95、96号については、合算して2000万を超えるということで、追認というのは十分理解ができます。書店さん、三つぐらいに分かれてるところに、ここの契約をした合算で2000万円ということで、追認、これはいいと思うんですが、給食センターのほうは多分最終日に追加議案として出てきて、契約案件でもちょっと性質が違うんですね。そっちは多分、管財課管轄で、総務市民委員会で審議で、こちらのテーブルでは審議することではない。ただ、契約については、1社1社で2,000万ぐらいなんですよ。それをなぜ当時見過ごしたのかっていう部分は大きな疑問として残ってくるところではあるんですが、それは総務市民委員会での審査ということなんで、そこには踏み込む必要はないのかなと。だから、この94号、95号、96号については、委員長報告の中で、地方自治法を遵守し、よく確認をしてから契約をするというような文言を入れていただくと、文教厚生委員会はただ追認したのではないという。そこにちょっと意見を付したほうがいいかなというところをちょっと委員の皆さんに提案をしたいんですけど。

○矢口委員長 きっと今のお話の趣旨は御理解いただけたのかなと思うんですが、いかがですか。

○吉田(千)委員 鈴木委員から意見というか、しっかり載せて私どもの意見としてですね、これは本当にそのとおりにかなというふうに思います。なぜかと言えば、こういったことの事案がですね、周知徹底をしながら、絶対起こさないという決意で、今の方々がしてるわけで、これはかなり前のという状況で今出てきているという状況でございます。そういった中で、やはり今ございました地方自治法をしっかりと確認しながら、こういった案件に関しては進めるということはとても大事な事だになっていうふうに、繰り返さないという、そういう点でとても大事だなと思いますので、私も文教厚生委員の追認をしたその理由の中のこれは大事な視点ということで盛り込んでいただければ有り難いかなというふうに思った次第でございます。

○矢口委員長 ほかの委員の皆様はいかがでしょう。大体同意見ということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 文教厚生委員会でも、ただ今鈴木委員が言われたとおり、ただすんなり通したというよりも、何かしら意見は残したいなと委員長としても思ったところなので、そのようにいたします。ほかはよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 それでは、採決をいたします。議案第96号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第96号財産の取得について(令和6年度小学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書購入(追認))は、原案ど

おり決しました。つぎに、議案第98号、土浦市老人福祉センター「つわぶき」の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○刈山高齢福祉課長 議案書の121ページをお願いいたします。議案第98号、土浦市老人福祉センター「つわぶき」の指定管理者の指定について、御説明いたします。土浦市老人福祉センター「つわぶき」については、令和2年度から社会福祉法人土浦市社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を行ってきましたが、その指定期間が令和7年3月31日をもって指定満了となります。引き続き社会福祉法人土浦市社会福祉協議会を指定するもので、地方自治法第224条の2、第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日の5年間となります。

○矢口委員長 御質問等がございますでしょうか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、採決をいたします。議案第98号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第98号土浦市老人福祉センター「つわぶき」の指定管理者の指定については、原案どおり決しました。つぎに、議案第99号、債権の放棄についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○武井国保年金課長 議案書の122ページをお願いいたします。議案第99号、債権の放棄についてのうち、出産費資金貸付金について、御説明いたします。現在はこの貸付金は行っておらず、平成23年度からは直接市から医療機関へ支払っている状況でございます。この議案の趣旨としましては、出産費資金貸付金に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条、第1項、第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。123ページをお願いいたします。1番、債権の名称は出産費資金貸付金で、2番、債務者人数は2名、3番目の放棄する債権の総額は48万4,000円でございます。4番の放棄の理由としましては、番号1及び2について、当該債権の消滅時効期間の経過により、今後の徴収が極めて困難であるためでございます。なお、債権者番号1、2とも徴収努力を続けるも支払がなく、債務承認書送付により最終の支払の意思を確認するも、1については支払の確認できないもの、2については連絡も支払も確認できないものとなっております。

○矢口委員長 御質問等ございますか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、採決をいたします。議案第99号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第99号債権の放棄については、原案どおり決しました。つぎに、議案第100号債権の放棄についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○武井国保年金課長 125ページをお願いいたします。議案第100号、債権の放棄についてのうち、高額療養費貸付金について、御説明いたします。この貸付制度は現在もございますが、事務手続上変更いたしております。変更前は貸付の申請後に市から直接医療機関へ支払い、その後、被保険者から高額療養費の申請をしてもらってから、高額療養費貸付金に返還をしてもらった制度でございましたが、この高額療養費

の申請がなされなかったことにより、返還されずに債権として残ったものでございます。平成26年度以降に貸付の申請と同時に、高額療養費の申請をしてもらうことへ変更したことにより、それ以降は発生いたしておりません。126ページをお願いいたします。1番、債権の名称は、高額療養費貸付金でございます。2番、債務者の人数は、15人。3番、放棄する債権の総額は、367万9,708円でございます。4番目の放棄の理由としましては、番号1から15まで、当該債権の消滅時効期間の経過により、今後の徴収が極めて困難であるためでございます。なお、債権番号8番、11番は、居所不明のものとなります。また、債務者番号1から3番、4番、6番、10番、15番は、徴収努力を続けるも支払がなく、債務承認書送付により最終の支払意思確認をするも、連絡も支払も確認できないものでございます。

○矢口委員長 質問等ございますか。

○勝田委員 御説明ですと、こちらの方々が高額医療の申請をしていけば、そもそもこれは発生しなかったというような認識でいいのでしょうか。

○武井国保年金課長 今勝田委員がおっしゃるとおりでございます。その高額療養の申請をしていただければ、こういう債権のほうは残らなかったんですが、それが発生しないように、当初に同時に申請してもらうように変更したことによって、その後は債権は発生しないというような状況になりました。

○勝田委員 申請をされた場合は発生しなかったということなんですけど、された場合はこの金額はどこからか補填がされたということ。そういうことでしたでしょうか。

○武井国保年金課長 そうです。こちらに関しては、一旦こちらのほうに返還するという形で、事務的な手続上行われるということなんですけど、申請がないということなので、実際にはそのまま債権が残ってしまったという形で、ちょっと分かりづらいんですが、そういう状況でございます。

○勝田委員 それでは、事務手続上の問題であって、実際に市の財産が補填されるものが補填されなかったということではないということですか。

○武井国保年金課長 手続上はそうっております。ですので、そのまま残っているような形です。

○刈山高齢福祉課長 こちらの高額医療の貸付けにつきましては、まず、入院された等の患者さんで高額に掛かるということが明らかな場合ですね、その高額療養費で返ってくる9割分までを貸付けができるんですね。貸付けしての医療機関で払ってくださいというようなシステムです。それで、以前はですね、この債権が残った理由としましては、以前は貸付けを先に行っていて、実際治療が終わってから高額療養費の申請をしていただくと。この申請行為があれば、当然保険のほうから9割を含めて、10割分の高額療養費が支給されると。このうち高額療養費は支給されますので、9割貸し付けてますから、その10割のうち9割貸し付けた分をその場から差し引いて、返していただくというようなことでやっている制度だったんですね。それが、この9割分を貸し付けた後、全然申請していただいって言ってもなかなか申請に来ない。結果としてどこに行ったか分からないということで、当然、高額療養費として出るものについても支給はされない。本人からも返ってこないということで、市のほうの高額療養費貸付の基金のほうがマイナスになってしまうという、債権が生じてしまうというような状況でございました。これを平成26年から、この制度のやり方を変えまして、貸付の段階で、もう既に金額の確定は後日するわけですがけれども、高額療養費の申請も一緒に貸付けと一緒に療養費の申請をしてもらうと。同時に申請をしてもらって、その療養費の要は返していただく分のお手続を忘れないようにするというような

ことをやって貸付けをしてると。ですので、直接医療機関のほうに払って、本人には渡さないんですけれども、御本人さんはその申請をすることによって、その貸し付けた医療費分を直接医療機関に市から払いまして、高額療養費として本人に支払う分は、この手続上、市のほうに返していただくというような手続をしまして、債務を発生させないようなことで、やる方法を変えて、債務のほうを残さないようにしたというようなものでございます。

○**勝田委員** ただ、結果としては、市としては保険からその補填をされる部分がないわけですから、その分はマイナスになっているという認識でいいんですよね。申請をされた方と市は貸借関係にありますから、債権自体は生きている。今回それがなくなるわけですが、そうすると、その債権の執行に当たって、場合によってはどうやって要は請求するかという話ですが、財産があれば、少額でも差押えとかかけていくという方法もあるかと思うんですが、というところまでは、やらないということなんですかね。督促で努力されてないってことじゃないですよ。されてないということではなくて、手法としてはその方の財産の動産、不動産を含めて差押えするとかそういうことは、こういう制度上はしませんよという、してこなかったでもいいですけど、そういうことですか。

○**武井国保年金課長** どちらも貸付金の方なんですけど、公債権じゃなくて私債権ということなものですから、差押えまではできないものなんですけど、本人が債権放棄というか、承認をしない限りはできないんですが、なかなかそれまでたどり着けないということなので、何回かもう債務の不承認というか、承認の通知を出してもないということなので、今回債権の放棄という形で今回議案のほうを出させていただいたような状況でございます。

○**勝田委員** これは何で公債権じゃなくて私債権なんですか。

○**武井国保年金課長** あくまでもこの公債権というのは保険税とか、税関係、そちらがメインなものですから、元々その出産とか高額の貸付金というのは私債権という位置付けになっておりますので、そういう差押え等はちょっとできないようになっております。

○**矢口委員長** ほかはいかがですか。

○**鈴木委員** 確認なんですけど、現在の制度に変わったのは、平成25、26年どちらですか。

○**武井国保年金課長** 高額の貸付けについては、平成26年から運用を変更させていただいております。

○**鈴木委員** それ以前で、これ24年が一番新しくて、一番古いのが14年、そうすると、その14年以前のっていうのはもうないんですか。

○**武井国保年金課長** うちのほうで確認したところ、それ以前のほうは確認されておられません。

○**鈴木委員** ということは、これと同種類の放棄ってのは、これでもう終わりっていう認識でよろしいですか。

○**武井国保年金課長** 今回挙げさせていただいたのは、あくまでも確認が取れてる部分でございまして、何件かまだ確認取れてない部分もございまして、今後同じような形で上げさせていただくようになるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○**鈴木委員** あとは、これ亡くなられた方、御存命の方っていうのが分かると良いので、次回もし債権放棄する場合は、そこまで記載していただくと、私たちが認めやすいので、今回はいいです。

○武井国保年金課長 承知いたしました。

○矢口委員長 ほかはよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 それでは、採決をいたします。議案第100号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第100号債権の放棄については、原案どおり決しました。つぎに、議案第101号、債権の放棄についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○直井こども包括支援課長 129ページをお願いいたします。債権の放棄についてです。子育て短期支援事業利用徴収金に関わる債権を放棄するため、議会の議決を求めるものです。130ページをご覧ください。債権は、子育て短期支援事業利用で発生した利用者自己負担金となります。債務者人数は1名であり、放棄する債権の総額は4万1250円となります。理由としまして、消滅時効期間の経過により、今後の徴収が極めて困難であるため、債権を放棄するものです。滞納が発生した平成24年以降、督促、催促をしてまいりましたが、最終的には居所不明となり、それ以上の接触ができないまま消滅時効期間が経過したものとなります。

○矢口委員長 御質問等ございますか。

○吉田(千)委員 先ほどのものと同じでございしますが、いわゆる消滅時効期間、これがまず何年なのかということをお教えいただくと、それから、そうしますと、今回1件でございしますが、今後やはり出てくる可能性というものがあるという認識で良いのかどうか、その辺をお伺いできますでしょうか。

○直井こども包括支援課長 消滅時効期間は、10年となります。この事業に関しては、子育て短期支援事業と言いますのは、保護者の疾病及びその他の理由によって、家庭において子供を養育することが一時的に困難となったお子様を児童養護施設等において、一定期間養護保育、保護を行う事業となっております。ですので、事情があって保護者が育てられなくて、委託をお願いするっていう事業ですので、家庭的にも経済的にも困難な家庭が多いと思われまいます。ですので、もちろん今後そういった可能性はあるかと思われまいます。ただ、私たちとしても徴収努力を進めていきますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

○吉田(千)委員 消滅時効期間が10年ということで、ここまで担当者の方は様々お話をいただいて、ここまできたという状況、本当大変な思いでこられたんだろうなっていうふうに思いますし、その辺の事情をお察し申し上げますので、今後とも皆さん大変ではございますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

○矢口委員長 ほかはいかがですか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 それでは、採決をいたします。議案第101号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第101号債権の放棄については、原案どおり決しました。つぎに、議案第102号債権の放棄についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○野中保育課長 それでは、132ページをお願いいたします。議案第102号、児童クラブ育成料に係る債権の放棄について、御説明させていただきます。議案の趣旨

になりますが、児童クラブ育成料に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条、第1項、第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。133ページをお願いいたします。1番の債権の名称ですが、児童クラブ育成料、債権の種類は私債権になります。消滅時効の期間になりますが、こちらは、5年になります。2番の債権者の人数が100人、3番の放棄する債権の総額が236万8,500円、4番の放棄の理由ですが、徴収努力としまして、督促、文書催告、電話催告などを行っておりましたが、こちらの134ページから143ページの放棄対象債権内訳表で、1番から100番になりますが、当該債権の消滅時効期間の経過によりまして、今後の徴収が極めて困難であるため、債権を放棄するものでございます。こちらの債権者につきましては、徴収努力を続けるも支払がなく、債務承認書の送付によりまして、最終の支払意思確認をするも、連絡も支払も確認できないものであることから、債権の放棄をお願いするものでございます。

○矢口委員長 質問等ございますでしょうか。

○福田委員 これだけの皆さんが債権放棄と言いますか、これ児童クラブの毎月毎月支払いますね。この費用が滞っているということですか。

○野中保育課長 議員がおっしゃるとおり、児童クラブの育成料が滞っているということでございます。ただこちらになります、136ページを御覧いただきまして、24番では、平成の19年度、2万円で、今から大体17年前ぐらいの債権が対象になってございます。今までですね、これが私債権だったので、消滅時効の経過はあったのですが、債権の放棄まではしておりませんで、今回初めて議案のほうに出させていただきます。

○福田委員 分かりました。それでですね、これだけの皆さんがいるとですね、保護者ですよ。これだけの保護者がいて、言ってみればお金をちゃんと納めてくださいと、毎月お願いしますよと。そういう毎月同じようなことやってると思うんですけども、そういうふうにしても、実際子供さん預かってるわけですから、それから、お菓子だとかですね、そういう費用も掛かってるわけですよ。そういう事情は分かっているにもかかわらず、説得しても応じてくれないんですかね。

○野中保育課長 現年度の方は原則ですが、育成料は口座引落しのような形をとっておりまして、できるだけ債権のほうは残さないようにしております。過年度につきましても、徴収努力のほうは続けておりまして、ただ、どうしても消滅時効が5年ということで、時効が成立していますので、実際債務をどうするかということで、債務承認書を9月3日に発送しております。その時対象の方は、134名いらっしゃったんですが、そのうち25名の方は納付をするということで、こちらの25名の方は、134名から引かせていただいて、また、5名の方も何とか納付をしていただけるということで、御相談に乗っております。あと、4名の方は、なんで今更こんなの送ってきたんだってということで、自分らの努力不足でやってなかったんだろみたいな話でした。実際はやっていたんですけど、今回は時効の援用ということで、こちらの方の4件も外していただいて、134件から実際どうしても連絡とか、あと支払とか確認できない100名の方を今回、債権の放棄で議案に上げさせていただきます。

○福田委員 いろいろ大変だと思うんですけども、精神的にも使われると思うんですが、努力してください。お願いします。

○勝田委員 2点ほど伺わせてください。これは、5年時効ですよ。それでは、もう1つ聞きたいのは、これ債権者が誰かということなんですけど、今、民間委託始まりましたよね。民間委託が今後も私はこの流れでいくんだろうと思ってますけど、民

間委託をした場合は、民間のほうで徴収されてるんでしたよね。市がやってるわけじゃないですよね。そうすると、要は民間委託した場合、誰なんですかということを知りたいんですけど。

○野中保育課長 民間委託しても歳入は市なので、あくまで口座引落としなどを民間から、その保護者にお願いするような形でやっていますが、あくまでも歳入は市の方でございます。

○勝田委員 それは今後も当面変わらないと。私はそのほうがいいと思っているんですけど。ということでよろしいんですよね。

○野中保育課長 はい。

○吉田(千)委員 消滅時効が先ほどの子育てのほうと、それから、また今回のほうは10年、5年というふうに伺いましたが、この辺、消滅時効がですね、ちょっと整理されていけば、有り難いなと思ったんですけど、そういう違いがあるということを知った次第なんですけど。その前のもう1つございましたので、その辺消滅時効が違っているという、その辺ちょっと教えていただければかなと思います。何かこのことについては5年、このことについては10年っていうのがちょっと今初めて私も認識しましたので、教えていただければ有り難いかなと思ったのですが。

○武井国保年金課長 出産の貸付金及び高額のほうは、債権の発生から消滅時効は、10年ということになってございます。

○野中保育課長 消滅時効の期間のほうなのですが、うちの児童クラブの育成料は令和2年に民法が改正されてまして、定期的な徴収があるものについては10年ではなくて、5年に変更になったということでございます。

○吉田(千)委員 いろいろあるということを知ったので、そういった中でこうした案件が出てきてることが分かりました。

○田中副委員長 ちょっと確認なんですけど、この債権放棄の今ここに記載されてる以外、この時効を迎えてないのっていうのがまだまだあるんでしょうか。

○野中保育課長 58名いらっしゃいます。実際の消滅時効について、児童クラブの育成料のほうで5年ということでお伝えさせていただいたんですが、ただ、どうしても支払いたいという場合は、時効が延びるような形をとっています。

○矢口委員長 ほかにいかがですか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 それでは、採決をいたします。議案第102号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第102号債権の放棄については、原案どおり決しました。以上で当委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。暫時休憩します。休憩中に分科会を開催します。

(午前10時43分休憩)

(午前11時18分再開)

○矢口委員長 文教厚生委員会を再開いたします。先ほど、その他のところで2件御説明いただきましたが、そのほかに執行部のほうからございますでしょうか。

○入野教育長 執行部からはございません。

○矢口委員長 委員の皆様からはいかがですか。

○鈴木委員 給食センターの追認の件で、これ財産の取得ということで、総務市民委員会で審議するんですけど、給食センターはそこに出席されますか。

○小池学校給食センター所長 今のところ正式に出てくれというようなことは来てませんが、出るべきなのかなとは考えております。

○鈴木委員 こっから総務市民に出ていく場合は、しっかりと答弁できるように頑張ってお勉強してください。

○小池学校給食センター所長 承知いたしました。

○吉田委員 その他ということでもちょっと2点ほどなんですが、今回意見書としても出ておりますが、小中学校の体育館の空調設備について、お話をさしていただけだなと思います。私ども公明党としてもこの空調設備、皆さんのおかげで、普通教室ですね、それから特別教室についてもこれまで取り組んでいただきました。予算に関しても公明党もしっかり私ども、市町村議会、あるいは国にもしっかりと提言をいたして、国のほうから予算が付いてという、そういう運びができて、いよいよ小中学校体育館、子供たちの本当に今、地球沸騰化時代と言われてる中で、本当に体育の授業、そういうものを行う際に、やっぱりとても重要であるというふうに認識しているところでございます。そして、避難所ともなるということで、今回、避難所の観点から一般質問でもさせていただいたところでございますが、その経過ということで、実は私ども公明党代表がですね、12月7日に質問をいたしまして、国から今のペースを加速してやるというそういう御答弁をいただいている中で、昨日私どもの衆議院議員の浮島智子が質問に立ちまして、そうした中で、大きくちょっと流れが今できているところで、御紹介も含めて、また、現場ではどんなことが一番困っているのか、これを進めるに当たってですね、その辺の御意見も、もし拝聴できれば有り難く思うところでございます。昨日の質問の中で、国の補助率の引上げの延長、それからランニングコスト、いわゆる運用経費ですね。それから臨時特例交付金の柔軟な運用ということで、今回臨時ではございますが、この後も続けてやってもらわないと困るよと、そういうお話も含めてお話をさせていただいているところでございます。その中で自治体が円滑にその整備を行うために、参考となる事例を国からちゃんと示してくれと、そういった話もしております。また、臨時交付金をめぐって、空調設置と同時に断熱性確保を求めないなど、柔軟な運用を要請しております。今両方セットじゃないとできないから、まずそうした対応をしてから設置をするべきだというそういう意見がずっと主流できているんですけども、そうではなくて、一刻も早くこの暑さから子供たちを守るためには、まず空調設置を設置する。そういう観点が大事だということから、そういった提言もさせていただいております。またそういった面では本当にリーズナブルで効果的な断熱方法の周知、こういったことも含めて、国から、しっかり発信をすべきであるということで、阿部俊子文部科学大臣はですね、必要な取組を進めるというふうに答えております。そうした中において、現場で今この空調設備、おおつ野にまずは設置の方向ということが示されておりますが、そのほかですね、計画的にやはりこのことを進めていかなければならないのかなというふうに思っているんですけど、国が今そうした中で様々な観点から動き始めているというところで、もちろんそれをしっかりキャッチをしていただきながら、そして、なおかつ設置にするに当たっては、今まで夏休み期間というね、そういう子供たちが長期間じゃないとやらないという、できないというそういう考え方でありましたけれども、3月の卒業式で使うということで、後に4月の入学式で体育館を使うと。そこは除いて、柔軟にできるような方法を国として提示をすべきではないかと、そういったことも今検討課題として出てきているところでございます。様々そういったことが考えられているようでございますが、現場として、まずは1つは計画的にさせていただきたいというふうに思うところでござ

ざいますが、その辺の考え方、また、それにはどういったところが一番もちろん予算ということになるかと思うんですが、国は地方自治体に4分の1を求めるような流れもちょっとできているのかなというふうには、今のところちょっと2分の1ではなくてですね。そういった方向性もちょっと示されているのかなというふうに思っておりますので、予算のことが一番かなっていうのと、今話をさせていただきましたそういったところも含めて、何か現場の声があればお聞かせいただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○矢口委員長 吉田委員、説明いただきましたけど、執行部に現時点で聞きたいのは、体育館の空調設備に関して、現場では今どういうことを考えてらっしゃるかということでもいいんですよ。

○吉田(千)委員 はい。

○塚本教育総務課長 ただ今の吉田議員の御質問にお答えしたいと思ひます。まず、この学校施設の補助金について、御説明したほうがよろしいかと思ひます。まずですね、この空調設備設置工事に当たりましては、一般質問の答弁でも部長から説明をさせていただきましたけれども、空調設備工事、学校施設環境改善交付金のうちの大規模改造事業の交付要綱に基づきまして、現在、令和7年度までとなっている時限措置による2分の1補助がございます。そのほかに、防災の基金も活用する2とおりがございます。学校教育改善交付金に主としてお話させていただきますと、こちらは文科省の交付金になりまして、要件としては、まずは避難所に指定されている学校であること、そして、断熱性が確保されていることということで、断熱性を同時に工事する部分ももちろん補助として認められるわけでございますけれども、ここで言う算定割合の2分の1というのはですね、全体工事費の2分の1ではなくてですね、国のほうで決められる補助単価がありまして、その補助単価に基づいた工事費の2分の1ということで、交付金が入るような形になってます。実際、現場のほうでどうなんだというところの視点から申し上げると、実際に人件費とか、工事の金額が高騰しておりますので、実際の工事費の2分の1には至っていません。実際には一般財源の方が更に増えて、支出になっているような状況です。ですので、もちろん算定割合の2分の1っていうのが上がればいいんですけども、それよりも現場としては、その補助単価の部分が物価上昇率に見合った、実際の工事費用の単価に見合った金額に上がっていけば、一般財源の支出が抑えられるのかなとは思っております。もちろんランニングコストの支援も今後設置でやりますとも、その辺りの光熱費っていう部分で、電気代はかなりの部分が想定されますので、そういったランニングコストの支援もあれば、更にはいいかなと思っております。一般質問の答弁でも部長から答弁をさせていただいたんですけども、国のほうで令和6年度の補正予算という案で、こちらの臨時特例交付金ですね、空調設備整備臨時特例交付金ということで、今仮称ではありますけれども、こちらが令和15年度までという形で示されております。国のほうでは、令和17年度までに設置率が95%を目標に掲げてございます。うちのほう、御存じのように23校学校ありますので、この中で各校やっていきますと、年間に4校ないしそういった形で工事を進めていくような形になるんですが、やはり、こちらは教育長の最後の答弁にもございましたけれども、今長寿命化を進めてる中で、やはり長寿命化の方も時を逸しますと、コンクリートの老朽化っていうところもありますので、同時並行して工事を進めていかななくてはならないので、かなりの財政負担が生じると思っております。ですので、やはり断熱化がなくて進められればいいんですが、やはり地球温暖化という観点からすると、断熱効果はやはり断熱したほうが、視察を行ってでも

ですね、断熱効果がないところでの空調設備の冷え方と、断熱効果がある所での空調設備の冷え方ではやはり全然違ってまいりますので、断熱化っていうのはそういった意味でも、なければすぐに工事はできるんですけど、着工っていうのはもちろん工事単価も下がりますっていうところはあるんですが、断熱化っていうのはやはり冷房効果に対してもかなり重要かと思っておりますので、同時並行を進めていくのが望ましいとは思っております。さらに、もう1つ現場から言いますと、LEDが前はリースで全学校を整備した経緯がございます。工事で取得するとなると、かなり1個当たりの単価が掛かっていたところを10年リース等を行うことによって、全校に同時期に入れられたっていう経緯もございますので、そういったリースの部分、今現在国のほうではリースについては補助対象外という形にはなっておりますが、そういったリースの部分があってそちらも対象になってくると、よりそういった整備手法の方も選択ができるのではないかと考えてございます。

○吉田(千)委員 御丁寧にお話いただいて、少し確認も含めてちょっとお尋ねしたいかなというふうに思うところがございます。まず、まだまだ一般財源が大変持ち出しが多い、そういう状況にあって、補助単価、要するに今の物価高騰、そういった中にある補助単価、そこが見合った金額で見ていただかないと現場としては大変困るよという、そういうことかなと。まず1点目はそういう考え方でよろしいでしょうか。

○塚本教育総務課長 そのとおりでございます。

○吉田(千)委員 ランニングコストについてでございますが、やはり、この辺もしっかり見込んでもらわないと、その先ですね、作りました、ランニングコストが大変高くかかるという、そういうことをこの辺の補助はどうなのということがきちっと明示されないと、なかなか前には進めないという、そういうことかなというふうに思いましたので。それが2つ目でございます。それからですね、よくおっしゃる令和15年まで、そういったことが今そこまでに何とかしたいと国のほうからは、そういったことが来ているよと。また、令和17年度で95%の目標を設定をされてるという、そこまで話は来ているということも伺いました。また、長寿命化と同時に行うということが最もだなというふうに思います。万が一、大きな地震が来た場合、そういったものがないことをもちろん願うわけですが、やはりこの長寿命化をしっかりとやっておかないと、一方で大変な状況になるということも今伺いましたので、このところの予算も鑑みますと、大変莫大な予算がかかるよという、そういう状況にあるということもしっかりと伝えていかなければいけないなということも今確認をさせていただきました。また、別件でLEDの照明ですね、その器具の整備に当たっても、今状況では補助対象外となっているか教えてください。

○塚本教育総務課長 LEDの整備の際に、本市では工事ではなくてですね、リースで整備した経緯があります。それは一気に整備すると、かなりの財源が必要ということで、リース契約によって費用を抑えられたっていうところもありますので、そういった今空調設備のリースに関しては補助対象外という形になっておりますので、財産として認めないということで、国のほうではリースの場合で設置をしていく場合には、それは市での一般財源での整備になりますよという方針ですので、そういったところをリースで整備していく手法の場合においても、何か補助対象があれば整備しやすいのかなということで、事例として申し上げさせていただきました。

○吉田(千)委員 LEDの例を通してお話をしてくださったということで申し訳ございません。要するに、リース契約でもし行った場合にもですね、この空調設備の設

置をリースで行った場合においては、補助対象外ですよという今の条件になっている。この辺は、もしリースであることもあるかもしれない。そういう状況が考えられる中においては、このことはしっかりと外していただいて、そういう場合でもきちっと補助金を使える、そういうシステムにしてくださいねという、そういうことでよろしかったですか。

○塚本教育総務課長 はい。

○吉田(千)委員 分かりました。ありがとうございます。様々お伺いをさしていただきました。こうした声をですね、しっかりと私どもも届けながら、いかにやっぱり子供たちの安心安全、命を守っていくかというところで、しっかりと進めさせていただければなというふうに思います。また、なかなかその予算が出てこない中では、計画というのはなかなか今のところ、まだ立ててはられないというところなんでしょうか。ただ、今これだけの動きが出てきておりますので、その辺はしっかりとですね、計画を立てながら、見込みながらしていただきたいと思いますが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○入野教育長 先立っての下村議員の一般質問にお答えをしたとおり、市としては執行部としては、全校23校の体育館へのエアコンの設置ですね。それに向けてという、まずはベースとしてそんな考え方はございます。そして、あとは財源確保、同時にスケジュールを決定することですが、御案内のとおり、先ほどお話が出ているとおり、やはり大きな財源が必要になってきます。それで、国が令和15年であるとか、17年と、非常にここ10年間で全部整備しましょうというふうな考え方でですね、補助制度を作っていくような動きでありますので、これが最終決定されてからまた動き出すと、当然遅いので、スケジュール的には執行部内部ではいくつかシミュレーションといいますか、こういった制度であったならば、あるいはここまで補助率があります、かさ上げが伸びるならばっていうことで、いくつか案を今設けて、財政当局とトライアル的にですね、いくつかの案をそれぞれ財源確保について、検討しているところであります。是非国のスキームとおりに我々も広めはしたいところですが、あまり早く未確定のままお披露目すると誤解を生じますので、もう少したってからですね、全体像を公表したいというのが考え方ではございます。

○吉田(千)委員 水面下で様々シミュレーションも含めて考えていただいているということですので、是非とも国の本当手厚い予算を含めてですね、様々な観点から出てくることをしっかりと私どもも今いただいた声を届けながら、安心安全、そうしたものにつながるようにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○矢口委員長 ほかの委員さんからは。

○鈴木委員 断熱工事とエアコン設置のほうは計画的に推進していただきたいと思いますと思うんですが、それが実行されるまでの間、実際に教育現場では体育の授業もあるわけですね。そうすると、指導課のほうに質問するようになってしまうんですが、実際に今現在、その夏の期間のプール学習とか、体育館学習とか、その辺はカリキュラム上柔軟に対応できてるのかどうかちょっと確認したいんですけど。

○岩田指導課長 今、各小学校、中学校のほうでは年間の体育の授業を105時間を確保するというようなことで、進めているんですが、その中で年間指導計画を基に授業の方を進めているところです。この年間指導計画も、この熱中症対策に伴って柔軟に変更をしながら、各授業数を確保していくということで運用されていますので、今、通常ですと6月の後半から7月夏休み前にかけて、ほとんどの学校が水泳学習を行っておりまして、雨天時などで体育館を使用するというような場合が多くございます。

ちょうど暑いさ中7月、8月、最近は6月もですけれども、外で授業ができない、校庭で授業ができないというときに、体育館を利用するという場合もございます。ただし、今学校ではWBG Tの指数、実測値を使って、その授業の内容について検討していますので、31以上の数値が出た場合には、体を動かすことを伴う授業は行わないような形にしていますので、そういった中で、体育の授業というのを進められていますので、今すぐに体育館の空調が必ず必要になってくるかっていうと、その計画的な状況が分かれば、学校現場としては混乱はそれほどないのかなというふうに思っております。

○矢口委員長 ほかにいかがでしょうか。福田委員。

○福田委員 今回の質問とは違うんですけれども、この真夏をどう乗り切るかということで、これいずれにしても来年もその先もね、だんだん暑くなるのは間違いありません。例えばですね、小中学校にですね、視聴覚室ってのは今ありますよね。視聴覚室っていうのは、普段はどんなふうに活用されてるんでしょうかね。それから、やっぱり冷房がそこにちゃんと完備されていればですね、やっぱり視聴覚室なんかも利用してもらって、今全国的にいろいろ学校のほうでもカリキュラムを検討しているんですけども、映像でやっぱり文化だとか、子供さん向けの、小中学生向けの映像でね、これはアニメーションとか映画とかいろいろあるんですけども、そういう活用も今始めているんですよ。その辺のところはどうなんでしょうかね。

○岩田指導課長 今各学校には視聴覚室という名前ではなくコンピュータールームとかコンピューター室って形で置かれています。議員おっしゃるように、今タブレットやパソコンを使って動画視聴などを授業に多く取り入れているところですので、そういったICTの活用の中で、体育の授業においても座学として、そういった動画視聴とか、あとは自分が行った演技の動画について、動画解析をしたりとかというような授業の進め方を行うことは各学校でやっております。

○吉田(千)委員 1点、別件でございますが、本市において授乳室がこの庁内にはあるということによろしかったでしょうか。

○中川こども政策課長 授乳室ですけれども、本庁内では2か所ございます。下のですね、入口付近に1ヶ所、それから、守衛室の近くでございます。

○吉田(千)委員 要望ではございますが、検討していただければなと思うんですが、授乳室っていうと、赤ちゃんを連れて中に入って授乳をするという所になります。ただ、赤ちゃんを連れずにですね、搾乳ということなんです、そういうこともできますよということで、なかなか赤ちゃんを連れてないで、ちょっと入るといのはちょっと勇気がいるなっていう方もおられますので、これはちょっと1例ではございますが、授乳室に搾乳もできますよという、こうした小さなものをちょっと貼っていただくだけで、またそういった方も自由に使える状況ができるといいなと思いますので、後でまた御検討いただければということで。要望といたします。お願いします。

○中川こども政策課長 今のお伺いしまして、いろいろな方が使いやすくするためのものですので、前向きに検討させていただきます。管理はですね、市役所管財課になりますので、そちらとよく協議しまして、どういった形で掲示ができるか、簡単なものでもいいかと思っておりますので、検討させていただきます。

○吉田(千)委員 前向きなお話をいただきました。よろしくお願ひしたいと存じます。

○矢口委員長 ほかに委員の皆さんからいかがですか。

○平岡委員 確認とお願いなんですけれども、財産取得の件で、小学校教師用指導書、

デジタル教科書の購入で、これ令和2年も議会を通さなかった、令和6年も通さなかったということは、通さなければいけないということが引き継がれていなかったっていうふうには受けとめちゃうんですが、来年中学校がありますから、今回はそれはなくなるとは思うんですけども、是非ともそういったことをきちんとその対応を引き継ぐっていうのはどこの課においても同じだと思うんですが、やっぱりしっかりやっていただきたいなど。しゃかに説法かもしれないけれども、前任者から後任者への引継ぎはしっかりやっていただきたいなっていうのが1点お願いとしてあります。本当に教科書の採択も4年に一遍ですから、今回はね、失礼な言い方ですけど、岩田課長さんいらっしゃるかどうかってのも分からないし、この場にいらっしゃる皆さんが全員この場にいらっしゃるかどうかってのも分かりませんので、やっぱりその辺のところをきちんとやっていただきたいというのが1点。あと、中学校の教科書のほうも多分2,000万以上でしょうから、令和3年の中学校って、大丈夫だったんですかね。そこがちょっとどうしても気になったのと、あともう1つ。もう1点は管理員さんが今の会計年度職員でありましたけど、かつては市職員だったんですが、今は皆さん全員会計年度職員なんですか。

○岩田指導課長 議員の御指摘をしっかりと引き継ぐような形でやらせていただきますが、今回、令和2年度と令和6年度の小学校の指導者用の教科書、指導書等の購入で、合算で2,000万円を超えるという部分については、私どもの解釈の方で個別の契約案件として捉えていたものですから、ここまでは2,000万円を超えるものとして扱ってこなかったというのが事実でございます。ですので、今後はこういった合算額で2,000万円を超えるものについては、議会に付すということでやっていきたいと思っております。令和7年度の中学校の教科書、指導書の購入に際しましては、先ほど債務負担行為で説明させていただきましたが、今回の追認の改善策として、必ず前年度に債務負担行為を経ることで、必ず議会の承認をいただいくというような流れに変えておりますので、そういった形での改善としてお受けとめくださればと思います。また、令和3年度の中学校の教師用の教科書、指導書の購入につきましては、合算で2,000万円を超えなかったということになっておりますので、お伝えをしておきたいと思っております。

○塚本教育総務課長 ただ今、学校管理委員の御質問がありましたので、教育総務課のほうからお答えさせていただきます。今現在学校会員の方は、全員が会計年度任用職員で採用させていただいております。

○矢口委員長 ほかはよろしいですか。

○鈴木委員 しつこいようだけでも、その財産の取得の件で、もし給食センターが総務市民委員会に出ることになったとき、今のデジタル教科書の件と明らかに違うのは、教科書の場合も合算っていうことで、これは想定できてなかったんで、私たちも納得できる範囲なんです。皆さんいろいろ財産の取得とかなんかで、必ず地方自治法96条ということで説明をしてやってくるから、分からなかったっていうところがちょっと理解しづらいんですよね。給食センターのじゅう器類に関しては、それも3件。1件は随意契約。そこのところの説明、呼ばれなければいいんだけど、呼ばれたときに、どういうふうにかきちんと理解を得るように説明をつけるのか。センターと管財課の認識の違いが答弁に出てしまったときは、おそらく総務市民の皆さんは聞いてしまえば、それは議員として見逃すことのできない範囲になってしまうんで、事前に十分に管財課と認識を統一して臨んで欲しいということで、今そこについては答えなくてもいいんで、そこの意思統一を図って出席をしていただきたい。花火のときの中止決

定の経緯と同じような感じなんですよ。受ける印象が。中止決定もなぜ議長呼ばなかったのか。これ分かっているはずでしょうって言われたときに、いや失念してました。給食センターのじゅう器類2,000万円で、もう優に超えてる額で、1社との契約。これ分かっているはずでしょうと言われて、失念してましたっていう答えにならざるを得ない。ただ、今の皆さんがやったんじゃないくて、その当時の方々の判断でもあるということだから、そこのところはよく研究して、言葉の使い方の誤りのないようお願いしたいということで、これは答弁とかいらぬです。私からのお願いということで、よろしくお願いします。

○小池学校給食センター所長 承知いたしました。よく打合せをした上で臨みたいと思います。

○矢口委員長 ほかはいかがですか。

(「ごさいません」という声あり)

○矢口委員長 それでは、ないようですので、この後通学路に関する陳情書の審査がごさいます。ここに関連ない執行部の皆様は御退席いただいて結構でございませう。ありがとうございました。

(執行部退出)

○矢口委員長 つづきまして、陳情の審査に入ります。第3回定例会から継続審査となっております陳情2件についてです。はじめに、受理番号13、土浦二小前交差点の通学路点検に関する陳情について、審査を進めてまいります。まず、本陳情に関しまして、執行部より説明をお願いします。

○塚本教育総務課長 私からは資料の①、②-2という横長になっております資料がございませうので、そちらをお開きいただきたいと思ひます。9月の定例会の時にですね、通学路の危険箇所の一覧の提出依頼がございませう。先に紙媒体にてお渡しさせていたいただきました一覧のほうは、現在ホームページで掲載しているものに今回一部見直しを予定しており、修正後となるものを加えまして、一覧にしてお渡しをさせていただきます。なお、この見直しにつきましては、特に今回の陳情による見直しではなくて、当初予定していたものでございませう。それでは、サイドブックの資料に基づきまして、説明をさせていただきます。はじめに、1の通学路点検箇所一覧表の見直しについてでございませう。本市では土浦警察署、国土交通省、常陸河川国道事務所、茨城県土浦土木事務所、PTA連絡協議会等の関係機関及び都市政策部、建設部、教育委員会の市関係各課で構成する土浦市通学路安全対策協議会において、市内を中学校区の8ブロックに分け、1年に2ブロックずつ通学路の危険箇所について、合同点検を行っております。これによりまして、市内小学校16校は4年で一巡することとなります。この合同点検の結果、対策必要箇所について、危険箇所ごとに歩道整備、横断歩道、注意喚起看板設置などのハード対策や、交通規制や交通安全指導などのソフト対策など、具体的な対策を検討、実施することとし、年度末に合同点検の結果及びその対策内容を一覧表に追加し、市ホームページで公表しております。この度、一覧表の対策内容や表記方法について、より分かりやすく市民に公表するため、陳情箇所を含めました全220件の見直しを行っております。はじめに、1点目、対策内容欄の見直しでございませう。検討結果実施の経緯と代替策など対策の詳細を記載するとともに、これまで〇〇を実施、〇〇を設置など、文言の表記を統一いたしました。そのほか、関係機関及び関係各課に対策内容や進捗状況の再確認を行い、追加の対策が講じられている箇所につきまして、追記を行っております。つぎに、2点目、進捗状況の表記でございませう。本市では国の通学路安全対策の調査、対策を進めにあ

たつての考え方に準じ、道路拡幅や歩道橋の設置など、要望に上がったハード面での対策を講じることが難しい場合、グリーンベルトの設置などのハード対策や通学路の変更、学校での安全指導といったソフト対策に替え、安全対策を行った場合、その時点で取り得る対策を講じたものとして対策完了と捉え、状況表記を済みとして、継続して状況を把握していくこととしております。この度の見直しで、1危険箇所に対し複数の対策メニューがございますが、その時点で取り得る対策が全て完了したものであるか否かが一目でわかるように一本化した上で、済み、進行中、検討中の3種類に整理をいたしました。なお、この後御説明をさせていただきますが、この基準により陳情箇所の進捗状況については、受理番号13については対策済み、受理番号14については一部対策未完了のため、進行中としております。以上は今回の一覧表の見直しについての説明となります。2ページ目をお願いいたします。つづいて、2番、陳情案件別見直し状況でございます。(1)受理番号13については、一覧表ナンバー83、令和元年度に行った合同点検箇所となります。左側がこれまでのホームページに掲載していたもの。矢印の右側がこの度、より分かりやすく、記載し、修正したものととなります。内容としましては、土浦二小前交差点危険箇所の対策内容となります。3ページ目のナンバー83の対策実施状況図と併せて御覧をいただきたいのですが、路線名称のほうは下高津1丁目22号線になります。こちらは道幅が狭く、歩くスペースが狭い、朝の登校時はジャンボコーンや馬が置かれ、交通規制により車両通行止めとなりますが、下校時はその対応がなく、車両が通行しており、危険箇所として合同点検を行ったものでございます。合同点検において関係機関で検討した結果が対策内容の記載となります。陳情では一覧表の部分の指摘として、対策内容が限定的、現状維持なのに対策済み、危険な状況を知っていないのではないかと、実施状況が不明等が挙げられております。今回の見直し、修正後では、この対策内容について、検討に至った経緯等を追記いたしました。この路線は合同点検の令和元年度以前の時点で、既に道路改良工事が終了している箇所であり、更なる拡幅については、道路境界付近に家屋が建っているため、ハード面での整備は困難と判断しております。代替策として、スクールゾーンなどの路面標示の再塗装、ソフト面として警察による交通取締りや警らの実施、登下校時の安全指導の継続実施を行うとしたものであります。従いまして、ナンバー83は国の考え方に準じ、構造的なハード面での対策は難しいが、交通の取締りの継続や児童への安全指導等、ソフト対策を図り、その時点で取り得る対策を講じたものとして対策完了と捉え、対策済みとしております。

○矢口委員長 改めてこの陳情は、前回第3回定例会に上程され、更なる調査が必要ということで、継続審査とされたものであります。期間中に私たち文教厚生委員会としては、この交通安全点検プログラムの実施状況について、右靱小地区に実際に赴きまして、どのように行われているかということを確認しました。また、今回の陳情箇所である部分に関しましては、委員の各々が現地に赴いて確認していただいているところであります。ただ今の執行部の説明も含めて、まず御質問や御意見を各皆様から頂戴したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉田委員 3ページの図でございますが、土日休日を除いて7時半から8時15分まで自転車及び歩行者専用ゾーンということで、入口のところをです、馬掛ける2ということで、それからもう1つの二小から22号線へ続く所にジャンボコーンって書いてございますが、ここの所が、その時間帯が自転車及び歩行者専用ゾーンになりますよという、そういうことでの理解でよろしかったでしょうか。

○塚本教育総務課長 お見込みのとおりでございます。

○吉田(千)委員 ということは、本当に子供たちの安全を守るために、今できる最大の、今までいろいろ手を打ってきた中で、またこうしたこともしていただいているということを理解をさせていただきました。

○矢口委員長 まず、教育総務課塚本課長から説明があった、この点検箇所一覧表のその説明については、よろしいですかね。こういうふうにやったということ。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 本当に良い改善されたというのは、委員全員一致のところだと思います。では、現地を見られたり、また、この安全プログラムと一緒に確認したことを踏まえてですね、皆様全員から御意見をいただいきたいと思います。平岡委員から順にお願いできますでしょうか。

○平岡委員 私もよくあそこの道路は通るんですが、本当に道が狭くて子供たちが下校の時には確かに大変なんだろうなというふうには思うんですが、現状としては拡幅工事は困難であるということは紛れもない事実だと感じました。

○矢口委員長 根本委員お願いします。

○根本委員 私も実際に現場を確認させていただきました。実際に通学路を確認しましたが、指摘されている内容は、現状でできることは対応してくださっているのかなっていうことを感じました。こういった所もいろいろ、いろんな方から話を聞くときもあるんですけども、実際見に行った所よりも危ない所もたくさんあるなっていう感じはいたしました。ここに関しては、本当に今できることはしてくださっているのだなと思いました。

○矢口委員長 福田委員いかがですか。

○福田委員 現状を先立って見てきましたから、元々もう道路が狭いんですよね。ですから、うちのほうの菅谷小学校、神立東1、2丁目なんか場所によってはですね、その軽自動車一本の道路ですれ違うってことが難しいような道路ありますからね。だから、これはもう現場のですね、この区長さんとか、それから保護者の皆さんとかね、関係者の皆さんの思いをどう反映させるか、そこが鍵だと思うんですよね。

○矢口委員長 勝田委員いかがでしょうか。

○勝田委員 私は現状で対応済みということで、できるところは全てやっていますという認識しております。対応済みなところで、私の個人的な感覚としては、継続する論理的な理由がないので、私は対応済みだというふうには感じてます。

○矢口委員長 鈴木委員お願いします。

○鈴木委員 今勝田委員がおっしゃったように、もう既に対応済みで、これ以上のことは現時点では無理である。もう1つは、前回の議会で実際に工事を対応する方の建設委員会では不採択という結論が出ているという状況もございます。通学路については、この学校に限らず、市内の小中学校、各所に同様かそれ以上の危険箇所があるという、そういう各校の通学路安全点検の結果も出ております。そういうところから考えて、確かに陳情者の方が危険だというふうに思ってる部分は十分分かりますけども、議会としては、特定の個人とか、1つの場所に対しての判断というのはちょっとしづらいのかなということ。私たちは全ての小学校、中学校の児童生徒が安全に通えるように、教育委員会と連携して計画的に安全点検を行って対応を行っている。その最中でここだけ、この案件だけ1つピックアップをして、採択をするというのはちょっとふさわしくないということで、採決の場になれば、私は不採択という決断を出そうかなと思っております。

○矢口委員長 吉田委員、お願いします。

○吉田(千)委員 私も現場を見させていただきまして、陳情者の思いとしては、本当に子供たちが危険だよということを訴えている部分について、非常にその思いとしては理解をいたしました。しかしながら、現実的などころを見ますと、ここに対策済みとなってございますが、本当にやれることを、市としては子供たちのためにしっかり取り組んでいただいているという、私はそのように認識いたしました。今後に向けてもですね、今鈴木委員からもございました様々などころをしっかりと私ども安全点検を含めてですね、見ていかなければいけないなということを改めて感じている次第でございます。この案件に関しましては、私としてもしっかりと対策を現状においてしていただいているという認識でございますので、不採択ということに考えます。

○矢口委員長 田中副委員長お願いします。

○田中副委員長 朝は確かにカラーコーンを置いてあって通りやすいかなと思うんですけど、ここはやっぱり道が細くてなかなか私もあんまりここ通らないような感じにしてるんですけど。今の現状はこれ以上ちょっと改善できないんじゃないかなっていうところがございます。もし、どうしてもっていうのであればこの大通りのほうを回ってもらうような、通学路のルートを変えるような形で行ったほうがいいのかなど思っております。

○矢口委員長 皆様から御意見を伺ったところですので、そろそろ結論を出したいと思います。本陳情について、継続とする方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

○矢口委員長 継続を望まれる方はいないということで、採決に移りたいと思います。本陳情を採択とする方は挙手願います。

(挙手なし)

○矢口委員長 次に不採択とする方は挙手願います。

(7名全員挙手)

○矢口委員長 全員の賛成でございます。よって、不採択とすることに決しました。つぎに、受理番号14、匂橋付近～下高津1丁目交差点の通学路点検に関する陳情について、審査を進めてまいります。まず、本陳情に関しまして、執行部より説明をお願いします。

○塚本教育総務課長 先ほどの続きとなりますので、(2)を御覧いただきたいと思います。(2)受理番号14は一覧表ナンバー202、令和5年度の合同点検箇所となります。匂橋付近～下高津1丁目交差点の危険箇所の内容でございます。匂橋付近は抜け道のためスピードを出す車が多い、また、匂橋～下高津1丁目交差点までは車の通行量が多く歩道が狭い状況から、ガードレールの設置も含めた安全対策について、合同点検を行ってございます。4ページ目のナンバー202、対策状況と併せて御覧ください。路線名称につきましては、下高津1丁目13号線、同じく2号線となります。陳情内容としましては、再点検と対策の再検討及び対策未完了箇所への追加となっております。こちらのガードレールの設置につきましては合同点検を行った結果、ガードレールを設置することで、狭い歩道部分及び車道が更に狭隘となることから、設置については困難との判断に至り、その代替策として車道と歩道の境界を明確にするため、外側線の再塗装、下高津1丁目2号線も含めた学童注意等の路面標示の再塗装を実施しております。なお、下高津1丁目2号線上にある40キロ規制標識については、警察において今年度内に標識の移動を予定してございます。これまでの一覧では、左側に記載のように、各々の対策状況を記載しておりましたが、進捗状況の整理により対策未済があるものについて、進行中と記載を修正したものでございます。今

後、規制標識の移動が完了した結果をもちまして、ナンバー202については、その時点で取り得る対策を全て講じたものとして対策済みとする予定でございます。なお、陳情の内容に対策未完了への追加とありますが、これまでホームページにおいては全体の一覧表のほか、便宜的に対策未完了を抜粋した一覧も併せて掲載をしておりました。今回の見直しでホームページ上、エクセルファイルでフィルター機能を活用することで、その利便性は確保できるため、全体の一覧表に一本化して掲載する予定でございます。繰り返しになりますけれども、この危険箇所については、現在は看板移動は進んでいないため、進行中となりますが、今後、規制標識の移動が完了した結果をもって対策済みとなるものでございます。

○矢口委員長 それではですね、こちらも同様の案件でございます。委員の皆様には各々現地の調査をしていただいていると思いますので、そこら辺も含めて御意見をいただければと思います。またお1人ずつ聞いていきますか。それとも、皆さん認識はさきほどの陳情と同様だということよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 それでは、まず継続審査の方は挙手願います。

(挙手なし)

○矢口委員長 ございませんね。それでは、採決をさせていただきたいと思います。本陳情を採択とする方は挙手願います。

(挙手なし)

○矢口委員長 つぎに、不採択とする方は挙手願います。

(7名全員挙手)

○矢口委員長 全員の挙手がありました。よって、不採択とすることに決しました。以上で付託されました陳情の審査は終了となります。この陳情に関してですね、通学路、先ほど各委員さんからお話あったとおり、市内各地、まだまだ通学路危険と思われる箇所ございます。この通学路安全点検プログラムに従って今後も進めていただきたいと思いますし、また、急激に道路の状況が変わったというときには教育委員会や学校を通して要望させていただきたいと思いますので、その際にはよろしく願いいたします。つづきまして、協議事項(3) 請願陳情によらない意見書の提出についてに入ります。内々で付託されております新勇会及び下村議員から提出依頼がございました学校施設環境改善交付金における大規模改造(空調設備整備)事業の更なる財政支援及び補助要件の緩和を求める意見書を議題といたします。サイドブックスは資料③をお開きください。それでは、事務局より朗読をお願いします。

○高橋議会事務局書記 朗読させていただきます。学校施設環境改善交付金における大規模改造(空調設備整備)事業の更なる財政支援及び補助要件の緩和を求める意見書の提出について。趣旨、近年の気候変動により、四季は二季となり、5月中旬から9月中旬頃まで猛暑日が続きます。酷暑の中、小中学校の児童生徒は屋外での運動ができず、また空調設備のない屋内運動場(学校体育館)での運動も困難な状況です。学校における体育の授業は、児童生徒の身体的成長に必要不可欠であり、同時に、部活動による運動も大変重要であります。そのためにも、猛暑日であっても、児童生徒が安心して運動することができるよう、屋内運動場(学校体育館)への空調設備の整備は不可欠であります。本市では、児童生徒の快適な学習環境を確保するため、土浦市学校施設長寿命化改良計画に基づき、計画的な学校施設の環境改善に取り組んでいるところでありますが、学校施設環境改善交付金による空調設備整備に対する補助率2分の1の財政措置は、令和7年度までの措置であり、短期間で全ての屋内運動場(学

校体育館)に空調設備を設置することは、財政的かつ物理的に不可能であります。よって、国及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、学校施設環境改善交付金の更なる財政支援及び補助要件の緩和を強く要請いたします。以上の理由から、土浦市議会は、学校施設環境改善交付金における大規模改造(空調設備整備)事業の更なる財政支援及び補助要件の緩和を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、国に提出するようお取り計らい願います。

○矢口委員長 この件に関しましては、本意見書の提出について、新勇会の鈴木委員より説明をお願いします。

○鈴木委員 先ほど、各委員さんから同様の議論が出てまして、委員会のほうも一生懸命取り組んでいただいている中で、やっぱりこの国の支援っていうのが不可欠であり、現在のこの2分の1が令和7年で終了してしまうということで、まずこの期間を延長してもらわなければいけない。あと、先ほど塚本課長からもありましたように、リースの部分が補助要件に当たらないというところが1つの壁になっているのかなと。そこを認めていただくと、更に本市でも、また、各市においても、整備に踏み切れるところがあると思うので、是非この意見書を採択、これは4分の3要件でしたよね。確か。4分の3要件なので、全会一致ぐらいを目指して、皆様方の御協力をもって、国の方に意見書を提出したいということで、採択のほどよろしく願いいたします。

○矢口委員長 ただ今説明がありました。それでは、この件に関して御質問や御意見、委員の皆様からいただきたいと思いますが。

○勝田委員 趣旨に関してはよく理解いたしました。リースの件うんぬんっていうのは書いてないけども、そこは緩和というところで含んでるんじゃないかという考えですよね。もう1つ。実際に効果を考えますと、断熱とセットの方がやっぱりいいだろうという意見もあるっていう市の説明もよく分かりました。ただ、今回は断熱をしなくてもやってくださいよということではなくて、その辺に関してあんまり触れないけども、総合的に早く進めてくださいというような理解ということでもよろしいですよ。

○鈴木委員 勝田委員と同じ意見で、さっきも質問しようかどうか迷ってしなかったんですけど、本来、長寿命化と断熱とエアコン設置がセットでできるのが、一番形としては先々考えても良いとは思んですけども、まず国に財源措置を求めるのにあまり細かく書いてしまっても、それがはじかれる原因になってしまうかもしれないかなということで、大枠のところはもうこれで、緩和というところにリースの要件が入ったり、大規模改修とかね、断熱工事も入るといような含みを持たせる文面でどうかなということで、あと細かい文言が入ったほうがいいよという御意見があればそれを入れて、皆さんが同じ方向を向いてね、採択していただければいいと思うので、具体的にこうしたらっていうのがあれば、言っていただければ。訂正も今この場でできるところであればしたいと思うので、その辺御意見があればお願いしたいです。

○勝田委員 包括的に入ったほうが何か緩いほうがいいのか、そのほうがいいんじゃないですか。

○矢口委員長 ほかはいかがですか。

○吉田(千)委員 私も先ほど塚本課長に様々お伺いして、また、教育長からもお話をいただきました。そういったことも含めてということで、まさに包括的に今回こうした国に対して意見書ということでございますので、これはこれでよろしいのかなというふうに思います。これで取り計らっていただければというふうに思います。

○矢口委員長 ほかはいかがでしょうか。

○福田委員 私も同意見です。いずれにしてもこういう形ですね、やっぱり各地方自治体からもね、どんどん上げていくって非常に大事な文書だと思います。

○矢口委員長 ほかの方も大体同意見ということでよろしいでしょうかね。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 本当にこの趣旨というのは、私たち議会でも執行部にこの空調設備のお願いしてるところでありますけど、同時に国に対しても私たち議会が財政措置を積極的に求めていく、そういう立場でこの意見書を出すということですよ。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 意見も出尽くしたようですので、文教厚生委員会としての賛否を確認いたします。この意見書を提出することについて、賛成とする方は挙手願います。

(7名全員挙手)

○矢口委員長 全員の賛成でございます。提出する意見書案文に関しては、原文のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 この件はここまでいたします。最後に委員会全体を通して委員長報告に盛り込みたい意見等はございますかということで、私のほうからは先ほど債権放棄の件で随分質問、意見等出ましたので、この件は何かしら入れていきたいと思いますが、入れる趣旨としては、今後新たに債権が発生した場合などは、執行部から債務者に対しての十分な働きかけをしていただきたいということと、回収不能なものに関しては今後もこのような手続を行っていただきたいという旨でいかがでしょうかね。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、そのようにいたします。ほかにございますか。

○勝田委員 上高津のほうで繰越明許が1つ出たと思うんですけど、なるべくこれはないようにやってくださいということで。なかなか入札が落ちないわけですよ。でも、それってずっと繰り返すのはいいことじゃないので、ちゃんと年度内にできるようにお願いしますということも入れていただけますか。

○矢口委員長 そうですね。こういう厳しい状況でありますけどね。それも入れるということでもよろしく願いいたします。ほかにございますか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 それでは、以上で文教厚生委員会を閉会いたします。